令和６年度いばらきグローバルビジネス推進事業（常陸牛プロモーション（カナダ等））業務委託にかかる　　企画提案の公募に関する説明書

令和６年10月９日に公告した令和６年度いばらきグローバルビジネス推進事業（常陸牛プロモーション（カナダ等））業務委託の公募及び契約の締結等にあたり必要な手続き等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

令和６年10月９日

１　業務の概要

（１）業務名

令和６年度いばらきグローバルビジネス推進事業（常陸牛プロモーション（カナダ等））業務委託

（２）目的

常陸牛のカナダ等への輸出拡大やブランド力強化を図るため、安定的な輸出ルートの確立等により輸出体制を強化する。また、現地プロモーションの実施や技術者の短期派遣など、販売促進活動を行う。

（３）委託業務の内容

　　別紙「令和６年度いばらきグローバルビジネス推進事業（常陸牛プロモーション（カナダ等））業務委託仕様書」を参照のこと。

（４）委託期間

契約締結日から令和７年３月31日

（５）見積り限度額

金6,500,000円（うち消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲とする。

なお、この額は事業内容の規模を指示するものであり、予算額・予算要求額・予定価格を示すものではないことに留意すること。

（６）対象となる経費

別紙「令和６年度いばらきグローバルビジネス推進事業（常陸牛プロモーション（カナダ等））業務委託仕様書」を参照のこと。

２　プロポーザルの参加者に要求される資格要件

　　以下の要件をすべて満たす者とする。

（１）茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されている者（申請中を含む。）であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていないものであること。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（３）政令第167条の４第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

（４）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

（５）当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

（６）茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

３　プロポーザルに関する質疑受付・回答

（１）質疑の提出方法

質疑・回答書（別紙）により、ＦＡＸもしくは電子メールで提出するものとする。なお、質疑を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

（２）質疑受付期間

令和６年10月９日（水）から令和６年10月17日（木）正午までとする。

（３）提出先

茨城県営業戦略部農産物販売課

〒301－8555　茨城県水戸市笠原町978番6

電話　029－301－3965　　　　FAX　029－301－2859

電子メール　nouyu@pref.ibaraki.lg.jp

（４）回答方法

質疑は、令和６年10月17日（木）午後5時までにＦＡＸもしくは電子メールにより回答する。

なお、回答書の記載事項は、本説明書の追加または修正とみなす。

４　提出書類及び提出方法等

（１）提出書類及び部数

①　企画提案提出書（様式1）　1部

②　会社・団体概要（様式2）　1部

③　資格要件に関する申立書（様式3）　1部

④　企画提案書（様式自由とするが、提案者名がわかるような記載はしないこと）　6部

以下の事項を記載すること

ア：輸出体制強化に向にむけた実施方法

実施方法、具体的な実施内容、期待される効果等につい記載すること。

イ：販売促進活動の実施方法

　　　　　　・現地プロモーション等の実施内容（時期、具体的な内容）、期待される効果、関係団体等との連携等について記載すること。

・技術者の短期派遣やスライサー導入に係る実施方法や具体的な内容、期待される効果、実施に向けた準備や関係団体等との連携等について記載すること。

ウ：業務実施体制

全体の指導・監督等について、人員配置や役割、業務の流れ等を明記すること。

エ：工程計画

想定業務等について工程表の形式で記載すること。

オ：配置予定者の業務経験・手持ち業務の状況、本事業に関連した過去の実績やノウハウ等を記載す

ること。

カ：再委託の有無及び予定

キ：費用見積額

項目ごとに数量、単位、単価、金額を明記すること。

（２）提出方法

プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書等を持参又は郵送（書留郵便等の配送の記録が分かる方法に限る。）すること。

（３）提出先

茨城県営業戦略部農産物販売課

〒301－8555　茨城県水戸市笠原町978番6

電話　029－301－3965　　　　FAX　029－301－2859

（４）提出期限

令和６年10月21日（月）までとする。

※ただし、企画提案受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）郵送の場合は、令和６年10月21日（月）までに到着したものを有効とする。

５　審査方法及び評価項目

（１）審査方法及び結果の通知

担当部局内に設置した審査委員会において、下記(２)の評価基準により、企画提案書類及びプレゼンテーションにて審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

（２）企画提案を特定するための評価項目

|  |  |
| --- | --- |
| 提案内容及び手法 | ①提案内容の的確性　・本県における常陸牛を中心とした県産品の輸出拡大への取組を良く理解し、　推進状況や課題を踏まえた的確な内容となっているか②提案内容の独創性　・提案事業者による創意工夫がなされているか等③提案内容の実現性　・提案された内容は現実的であり、産地や料理店等としっかり連携を図りながら実施出来る内容となっているか等④工程の妥当性　・事業のスケジュールは妥当であり、十分実現可能な計画となっているか⑤見積金額の妥当性　・提案した内容に対し、妥当な積算がなされているか、予算額の範囲で実現できる提案内容か等 |
| 会社の運営体制 | ⑥実施体制の適切性・実施体制について、提案事業者内外の人員の配置は提案内容を実施するうえで十分な人員を確保しているか、また、専門性を有しているか等 |
| 会社の業務実績 | ⑦同種及び類似業務の実績　・過去に本事業に関連した類似の実績を持ち、提案内容を実施するためのノウハウを有しているか。 |

６　プレゼンテーションの実施

（１）実施日時・場所

企画提案書等を提出した者に対し、別途通知する。

（２）その他

・プレゼンテーションは、非公開とする。

・プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

７　その他の留意事項

（１）書類等の作成に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

（２）プロポーザルの参加に要する経費については、応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

（３）プロポーザルの審査内容に関しては公表しない。

（４）企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

（５）委託金額については、採用決定後、見積もり合わせにより別途決定する。

（別紙） 　　　茨城県営業戦略部農産物販売課　行

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （Fax 029-301-2859）

令和６年度 いばらきグローバルビジネス推進事業

（常陸牛プロモーション（カナダ等））

**質疑・回答書**

名　　称：

担当者名：

連 絡 先：

|  |
| --- |
| **質　問　内　容** |
|  |
| **回　答　内　容** |
|  |

（様式１）

企画提案提出書

令和　　年　　月　　日

茨城県知事　大井川　和彦　殿

（農産物販売課扱い）

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名印

令和６年度 いばらきグローバルビジネス推進事業（常陸牛プロモーション（カナダ等））を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名（ふりがな） |  |
| 所属 |  |
| 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| Eメールアドレス |  |

（様式２）

会社・団体概要

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者 |  |
| 住所 |  |
| 資本金 |  |
| 設立年月日 |  |
| 従業員数 |  |
| 事業内容 |  |
| 主な支店・営業所 |  |

　※会社・団体の概要に関するパンフレット等を添付すること。（提出部数１部）

（様式３）

資格要件に関する申立書

令和　　年　　月　　日

茨城県知事　大井川　和彦　殿

（農産物販売課扱い）

所　 在 　地

商号又は名称

代表者氏名印

　茨城県が実施する令和６年度いばらきｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾋﾞｼﾞﾈｽ推進事業（常陸牛ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ（カナダ等））業務委託の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件を全て満たす者であることを申し立てます。

記

　ア　茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されている者（申請中を含む。）であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていないものであること。

イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ　政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

エ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

オ　当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

カ　茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。